

学校旅行総合保険（学校緊急対応費用・救援者費用）のご案内

被保険者様（保険ご加入の生徒や先生）が旅行中に発症した病気や旅行中のケガで医師の治療を受け、その結果、その後の旅行が全く続けられなくなり、旅行を途中で取りやめて団体から離脱して帰宅することになった場合に、保護者様や代理人様が救援のために現地へ急行する費用、被保険者様の帰宅費用等を補償致します。

書類をお送りいただく際は、以下の点にご注意をお願い致します。

★保険金ご請求の際のお願い★

- ・自家用車をご利用された場合は、保険金請求書の交通費明細書に利用区間及び距離をご記入下さい。ガソリン代として1kmあたり15円の計算にてお支払させていただきます。
- ・保険金のご請求について、ご負担された交通費領収書のご提出は不要です。ただし、状況等の確認のためにご提出をお願いすることもございますので、予めご承知ください。
- ・ご旅行先の病院で診断書を取得していない場合は、治療時の領収書のコピーをご提出ください。
- ・ご旅行先の病院で取得した診断書の代金につきましては、診断書と診断書代金領収書の2点を原本でご提出いただければ、お支払い可能です。診断書代金をご請求される場合は、必ず、診断書・診断書代領収書の原本を同封してください。

★対象とならない主な費用・ケース★

- ・ご旅行前からの症状（持病等）やご通院中の症状が原因の場合（ご旅行中に発症した病気が保険金の支払い対象です）
- ・ご旅行先で医師の治療を受けず、帰宅後に受診した場合
- ・被保険者様（保険ご加入の生徒様等）の宿泊代やご旅行先での交通費
- ・身の回り品購入費や食事代
- ・医師の診察代や薬代等の実際にかかった治療費

★ご請求手続きについて★

以下の必要書類を、書類送付先へご送付願います。

<必要書類>

- 1 学校旅行総合保険 保険金請求書 ※学校印が必要となります
- 2 現地の医師の診断書および診断書代領収書（原本）
※診断書がない場合、現地治療費領収書コピーなど受診したことが確認できる書類

<書類送付先>

（郵送の場合）

〒330-9890 さいたま新都心郵便局私書箱 70 号

ジェイアイ傷害火災保険株式会社 保険金請求書類受付センター

（宅配の場合）

〒330-0801 埼玉県さいたま市大宮区土手町 2-15-1 小島 MN ビル 2F

ジェイアイ傷害火災保険株式会社 保険金請求書類受付センター